

令和元年度 第1期財政援助団体等監査（出資団体監査）実施計画

1 監査の概要

地方自治法第199条第2項及び第7項の規定に基づき、本市が出資している者などに対し、出納その他の事務の執行について、その目的に従い、適正かつ効果的に行われているか、また、その所管課からの指導等が適正に行われているかについて、次のとおり監査を実施する。

2 監査の対象

- ① 対象団体 公益財団法人 新潟市国際交流協会
- ② 所管課 新潟市観光・国際交流部国際課

3 監査の目的及び着眼点等

(1)目的

（公財）新潟市国際交流協会は、本市の地理的、歴史的特性を活かし、市民の諸外国との交流や在住外国人への支援を推進することにより、多様な文化を相互に認め尊重し、ともに生きる豊かな社会づくりに寄与することを目的として、平成2年1月に本市の100%出資により設立された。

本市においても、平成19年に策定した市政運営の基本方針である「新・新潟市総合計画」において、「世界にひらかれたまちづくり」をはじめ、国際化に関する指針を打ち出すとともに、平成20年3月には「新潟市国際化推進大綱」を策定し、同協会と連携して、本市の歴史的、地理的特性を活かした「対外交流の推進」と「多文化共生のまちづくり」に向け取り組んできた。

また、平成27年度からスタートした「にいがた未来ビジョン」の中でも、まちづくりの理念として「日本海開港都市の拠点性を活かし、創造的に発展を続けるまちづくり」を掲げ、「日本海拠点の活力を世界とつなぐ、創造交流都市」という都市像の実現に向けた取組みを推進している。

このような中で、本市を取り巻く環境は、平成17年をピークに総人口が減少局面に入り、今後も減少していくことが見込まれる一方で、本市に居住する外国人は年々増加しており、国においても人口減少に伴う人手不足に対応するため、外国人労働者の受入れを拡大するなど、本市における多文化共生の推進及び同協会の担う役割は、今後より一層増していくものと思われる。

このため、同協会を対象に、出納その他の事務の執行が効率的かつ適正に行われているか、また、様々な課題への対応や安定的な経営の確保に向けた取り組み状況等を検証するために、次の点に留意し、出資団体監査を実施する。

(2)着眼点

①出資団体：(公財)新潟市国際交流協会

- ・設立目的(出資目的)に沿った事業運営が行われているか。
- ・経営成績及び財政状態は良好か。
- ・決算書等は法令や会計基準に準拠して作成されているか。
- ・協会に係る出納その他の事務の執行が効率的かつ適正に行われているか。
- ・協会の内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。
- ・自立的な経営を進めるための取組み(自主財源の確保等)はどうか。

②所管部局：観光・国際交流部国際課

- ・協会の経営成績及び財政状態、施設の状況を十分に把握し、適切な指導監督、管理を行っているか。
- ・協会と行政との役割分担は明確になっているか。また、連携がうまく図られているか。

4 監査対象事務

平成30年4月から平成31年3月までに執行された出資その他の事務事業。ただし、必要があると認められる場合は、監査対象期間の延長及び過年度遡及とするものとする。

5 監査実施期間

令和元年8月5日から令和元年12月まで

6 監査の方法

監査にあたっては、書面審査、現地確認及び関係者からの説明聴取等を実施する。

7 監査体制

職員(公営企業担当グループほか)5名体制とし、(公財)新潟市国際交流協会や所管部局との対応は分担して行う。なお、非常勤職員(公認会計士)からは、着眼点、監査手続、財務諸表等の分析、現地監査について適宜助言等を得る。